

「適切なPFIの活用に向けて一道におけるPFI導入のための指針」の改定について

1 指針改定案

別添のとおり

2 指針の主な改定内容

指針の名称を「道におけるPFI導入のための手引」に変更

項 目	改 定 内 容
第1章 PFI導入の基本的考え方	
I PFIの基本概念	<ul style="list-style-type: none"> ・ PPP（官民連携）の概念等を追記 新旧対照表P5 ・ PPP方式と従来方式との比較を追記 新旧対照表P7
(II 道におけるPFI導入の考え方)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 削除
II 庁内の推進体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会議等の名称変更 新旧対照表P14~15
第2章 PFI導入の手引	
I 道におけるPFI導入の手順	<ul style="list-style-type: none"> ・ 優先的検討規程による検討を反映 新旧対照表P16~17 ・ PFI事業の一般的な流れを追記 新旧対照表P36
II 公共施設等運営権 (コンセッション方式)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設等運営権の一般的な導入プロセスの修正 新旧対照表P38
III その他の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ PFI法改正に伴う指定管理者指定の特例 新旧対照表P42 ・ 政府調達協定基準額の変更 新旧対照表P43